

1 3 3 . 0 3

電子情報処理組織を使用した公的証明書の提出

日本国内の公的機関が発行する証明書のうち、けん制文字等による偽造防止措置が施されているものについては、特例法施行規則第13条第3項の規定に基づく特許庁長官が認める物件とし、同条第2項に規定する方法により、同規則別表第1の2に掲げる特定手続に添付する場合に限り、電子情報処理組織を使用して提出することができるものとする。ただし、上記の方法により公的証明書を提出する場合は、当該証明書の原本をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により偽造防止措置が確認できる電磁的記録を添付しなければならない。

なお、上記の方法により提出された公的証明書の真正性に疑義がある場合や電磁的記録の解像度が著しく不鮮明であり、証明内容の判読ができない場合等、特許庁長官又は審判長が特に必要があると認めるときは、当該証明書の原本(書面)の提出を求めることとする。

(新規令和7・1)